

設 計 図 書 質 疑 応 答 書

1. 告示等 令和6年11月12日 石岡市告示第945号
2. 件 名 令和6年度 関川地区ふれあいセンター調理室床修繕

	質問事項	回答
1	仕様書4(3)産業廃棄物の処分業務 混合物約1㎡をエコフロンティアかさまに適切に処分し作業終了後マニフェストを提出と記載されていますが、なぜエコフロンティアかさまに処分が指定されているのですか？今までは、中間処分場までの受領印及び処分印が記載された物を、発注者に作業終了後にE表を提出していました。 また、当該施設はアスベストを処理する施設として認識されており搬入業者には事前にビデオ教育により搬入ルート及び搬入の方法を周知しています。以前、当社登録者証持参の上で搬入(アスベスト)いった際に周りに目をやったところ、搬入されたアスベストを覆っていたビニールシートが裂け、中のアスベストがむき出しになっており恐怖を感じました。また、距離の面から考えても所要時間がかかり非効率と考えられます。 以上のことから、今回の搬入先がエコフロンティアかさまに指定されていることに疑問を感じます。どのような考えのもとに上記処分施設を指定されたのか、考えをお聞かせください。	当該業務を発注するにあたり、修繕業務中に発生する可能性がある産業廃棄物についてその種別を断定することが困難であること、また産業廃棄物の処分場について契約検査課と協議した結果、当市の発注業務ではエコフロンティアかさまが一般的であるとしたため。